

「周波数オークションに関する懇談会」(第4回) 公開ヒアリング プレゼンテーション資料

平成23年6月10日

東日本電信電話株式会社

論点について(1)

- ◆先行導入している諸外国、ならびに日本の電波産業の状況把握を十分におこない、国民の不利益とならない仕組み作りを論点に、オープンな検討を要望します。
- ◆特に、落札額の高騰による免許人の負担増は、結果として利用者の負担増となる恐れがあることから、国民生活に不可欠なサービスの安定的な提供の妨げとならないよう慎重な議論を要望します。
- ◆なお、我が国の情報通信は、諸外国と比べてもサービスレベルの高度化は進んでいると考えます。(弊社としての一例を挙げますと、今回の東日本大震災におきまして、自治体様の要望に基づいた避難所への通信環境提供として、衛星通信方式により、特設公衆電話に加えて災害用ブロードバンド伝言板(web171)といったインターネット環境の提供など実施しております。)オークション制度の導入によって、情報通信産業の発展を阻害することがないよう慎重な議論を要望します。

論点について(2)

対象範囲

- ◆マイクロ無線方式など、複数の免許人が同一の周波数を共用している周波数帯域は、オークション制度に適さないと考えます。
- ◆弊社で有する無線局は、離島・山間部への通信サービス提供、また災害対策用として迅速な被災地への通信確保を目的にしている無線局であり、通常の市場活動を超え、法令等に基づく責務のある無線局として運用しております。そのため周波数オークションの対象とすべきではないと考えます。

仮に周波数オークションの対象とすることで負担増となった場合、NTT東西のあまねく日本全国における公平かつ安定的なサービス提供の責務に影響をおよぼす可能性が考えられます。

論点について(3)

対象範囲

- ◆安定したサービス継続のため、再免許時のオークションは行うべきではないと考えます。

収入の使途

- ◆電波利用料は、電波利用共益費を受益者が分担し、使途を特定している現行の考え方に賛成します。そのため現行の考え方を変更する場合は、慎重な議論を要望します。

二次取引

- ◆落札額が高騰する要因となり、国民共有の財産を国民全体のために活用することの弊害となることが想定されるため、二次取引について慎重な議論が必要と考えます。

<参考> 弊社で有する無線局の概要(目的・周波数)

1. 離島・山間部などルーラルエリアで使用する無線局

(目的)

弊社は、「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条にて、離島・山間部のエリアでも電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があり、離島・山間部や国立国定公園などにより有線化が難しいなどのエリアへのサービス提供を行っております。

エリアの一例を挙げますと、東京島嶼部(硫黄島含む)や富士山などへサービス提供をおこなっております。

(周波数)

主に離島で使用している固定マイクロ方式(6GHz帯・11GHz帯)、衛星方式(C帯:下り4GHz帯・上り6GHz帯)、および主に山間部で使用している無線アクセス方式(2GHz帯)があります。

2. 災害時などの非常時に使用する無線局

(目的)

弊社は、「災害対策基本法」第2条における指定公共機関として内閣総理大臣より指定を受け、迅速な被災地への通信確保を目的に、NTT東日本全域に無線設備を配備しております。

(周波数)

陸上系無線方式として、VHF/UHF帯および11/15GHz帯を利用しております。また衛星系無線方式として、Ku帯(下り12GHz帯・上り14GHz帯)を利用しております。